

選挙運動用自動車運行請負契約書

発注者（候補者名）_____を甲とし、請負者_____を乙として、
甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動
用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 乙は甲に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により森町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を森町長に対して請求するものとする。
 - (1) 車 種 _____
 - (2) 登録番号 _____
 - (3) 運行期間 令和____年____月____日から令和____年____月____日まで
(ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日まで)
- 2 請負代金は、1日につき 金_____円（消費税及び地方消費税含む。）とし、
総額 金_____円とする。
- 3 投票を行わないこととなったときの総額は、前項の規定にかかわらず、1日につき
金_____円（消費税及び地方消費税含む。）に令和____年____月____日からその
事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の
期間前であった場合は、この限りでない。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和____年____月____日

発注者 住所

氏名

印

請負者 住所

氏名

印

備考

- 1 自動車の運行請負期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書には、その期間を含めないこと。
- 2 請負者が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

賃借人（候補者名）_____を甲とし、賃貸人_____を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条の規定により森町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を森町長に対して請求するものとする。

(1) 車 種 _____

(2) 登録番号 _____

(3) 賃貸借期間 令和____年____月____日から令和____年____月____日まで

（ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日まで）

2 賃貸借料は、1 日につき金_____円（消費税及び地方消費税含む。）

とし、総額 金_____円とする。

3 投票を行わないこととなったときの総額は、前項の規定にかかわらず、1 日につき金_____円（消費税及び地方消費税含む。）に令和____年____月____日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和____年____月____日

賃借人 住所

氏名

印

賃貸人 住所

氏名

印

備考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書には、その期間を含めないこと。
- 2 賃貸人が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主（候補者名）_____を甲とし、売主_____を乙として、
甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動
用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条の規定により森町に帰属すること
とならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の
定める金額を森町長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 _____

(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

(3) 期 間 令和____年____月____日から令和____年____月____日まで

（ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日まで）

2 売買代金は、1 リットルにつき 金_____円（消費税及び地方消費税含む。）
とする。ただし、総契約量_____リットル、総額 金_____円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和____年____月____日

買主 住所

氏名

印

売主 住所

氏名

印

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人（候補者名）_____を甲とし、被雇用人_____を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により森町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を森町長に対して請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとする。
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
- 3 報酬の額は、1日につき 金_____円とし、総額 金_____円とする。
- 4 投票を行わないこととなったときの総額は、前項の規定にかかわらず、1日につき 金_____円に令和____年____月____日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和____年____月____日

雇用人 住所

氏名

印

被雇用人 住所

氏名

印

備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書には、その期間を含めないこと。
- 2 運転手（被雇用人）が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者（候補者名）_____を甲とし、請負者_____を乙として、
甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動
用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 _____ cm × _____ cm

(2) 数量 _____ 枚

(3) 納期 令和____年____月____日

2 請負代金は、1枚につき 金_____円（消費税及び地方消費税含む。）
とし、総額 金_____円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものと
する。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により森町に帰属する
こととならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例
の定める金額を森町長に対して請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和____年____月____日

発注者 住所

氏名

印

請負者 住所

氏名

印

備考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記
された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用するこ
と。
- 2 ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を使用すること。

選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者（候補者名）_____を甲とし、請負者_____を乙として、
甲乙両当事者間において、令和7年4月20日執行の森町議会議員選挙における選挙運動
用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
(1) 規格 _____ cm × _____ cm
(2) 数量 _____ 枚
(3) 納期 令和____年____月____日
- 2 請負代金は、1枚につき 金_____円（消費税及び地方消費税含む。）
とし、総額 金_____円とする。
- 3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により森町に帰属することと
ならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定め
る金額を森町長に対して請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和____年____月____日

発注者 住所

氏名

印

請負者 住所

氏名

印

備考

- 1 ビラ作成業者（請負者）が森町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記され
た住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を使用すること。